

## 東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴う市の対応について

## 1 東京都パートナーシップ宣誓制度の概要（市HP掲載記事抜粋）

パートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度です。

本制度により、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、例えば都営住宅への入居申込等、新たにサービスが受けられるようになります。

東京都では、今後、本制度を利用可能なサービスを広げるため、都内自治体や民間事業者とも連携・協力を図るとともに、都民の皆様に多様な性について正しい理解と認識を深めていただけるよう啓発に取り組んでいくこととしています。

手続きの方法※など詳細については、東京都のホームページをご覧ください。

※手続きは原則オンラインとなっておりますが、事前予約の上、東京都の窓口で行うことも可能です。

## 2 都、都内自治体及び民間事業における活用状況（別紙1、2及び3のとおり）

○別紙1 東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都事業等）令和4年11月30日現在

○別紙2 東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる施策・事業一覧（都内区市町村の事業等）【区市町村別】令和5年1月現在

○別紙3 東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等により利用可能となる事業一覧（民間事業）令和5年1月16日現在

※参考：東京都HP

## 3 市の対応について

## (1) 制度の周知

ア 市HP 令和5年1月20日掲載

イ 市広報 令和5年3月1日号掲載予定

## (2) 市の活用方法の検討

ア 庁内調査の実施 令和4年12月

イ 制度利用希望者等への意見聴取の検討

[トップ](#) >

## >「東京都パートナーシップ宣誓制度」について

[2023年1月20日]

令和4年11月1日から「東京都パートナーシップ宣誓制度」が始まりました。

### 「東京都パートナーシップ宣誓制度」について

パートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明(受理証明書を交付)する制度です。

本制度により、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続が円滑になるほか、例えば都営住宅への入居申込等、新たにサービスが受けられるようになります。

東京都では、今後、本制度を利用可能なサービスを広げるため、都内自治体や民間事業者とも連携・協力を図るとともに、都民の皆様が多様な性について正しい理解と認識を深めていただけるよう啓発に取り組んでいくこととしています。

手続きの方法※など詳細については、東京都のホームページをご覧ください。

※手続きは原則オンラインとなっておりますが、事前予約の上、都の窓口で行うことも可能です。

- ・ [東京都パートナーシップ宣誓制度\(東京都総務局人権部ホームページ\)\(別ウインドウで開く\)](#)

【本制度における用語の定義】

- ・ 「性的マイノリティ」:性自認が出生時に判定された性と一致しない方又は性的指向が異性に限らない方のこと
- ・ 「パートナーシップ関係」:双方又はいずれか一方が性的マイノリティ(LGBT等)であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係のこと

### あきる野市の取組について

現在、あきる野市では、本制度を活用した事業を検討しています。対象事業は決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

#### ご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

送信

#### お問い合わせ

あきる野市役所企画政策部企画政策課

電話: 内線2211、2212 ファックス: 042-558-1113

[お問い合わせフォーム](#)